

## 利用円滑化誘導基準の概要

第7条から第13条及び第15条においては、多数の者が利用する出入口、廊下等、階段、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路について、高齢者、身体障害者等全般の円滑な利用を確保するために必要な基準を各条において規定している。

また、第14条、第16条及び第17条においては、多数の者が利用する便所、駐車場及び浴室等を設ける場合に、一定数以上整備することが求められる車いす使用者による円滑な利用が確保された便所、駐車施設及び浴室等に係る基準を規定している。

さらに、視覚障害者に対する案内設備に至る経路の基準を第18条に、増築等又は修繕等に対する基準の適用のあり方を第19条に、特別特定建築物に関し基準を適用する際の読替え規定を第20条に規定している。

なお、ホテル又は旅館の一定数以上の客室の出入口、便所及び浴室等の基準を第7条第3項、第14条第3項及び第17条第2項に規定している。